陸上自衛隊研究本部研究員を命ずる（各通）
（第一二後方支援隊長兼新町駐屯地司令）同　塚本　義明
陸上自衛隊幹部学校学校教官を命ずる
（第四陸曹教育隊長）同　谷　俊彦
陸上自衛隊幹部学校校付を命ずる
（中央即応集団司令部監察官）
同　大谷　貴央
陸上自衛隊高射学校第一教育部長を命ずる
（陸上自衛隊関西補給処装備計画部長）同　藤野　靖久
陸上自衛隊武器学校第一教育部長を命ずる
（陸上自衛隊研究本部研究員）同　平田　高志
陸上自衛隊研究本部企画調整官を命ずる
（第三三普通科連隊長兼久居駐屯地司令）同　古屋　浩司
（東北方面特科隊副隊長）同　熊谷　文秀
（第九施設群長）同　角　謙二
陸上自衛隊研究本部主任研究開発官を命ずる（各通）
（陸上幕僚監部装備部通信電子課総括班長）同　岡　一博
（陸上自衛隊関東補給処装備計画部計画課長）同　啓太　刀根
陸上自衛隊研究本部研究員を命ずる（各通）
（陸上自衛隊幹部学校学校教官）
同　池ノ本八郎
陸上自衛隊関東補給処装備計画部計画課長を命ずる
（第一後方支援連隊長）同　福島　由晃
陸上自衛隊関西補給処装備計画部長を命ずる
（自衛艦隊司令部運用調整総括幕僚）一等海佐　吉野　宏昭
海上幕僚監部総務部総務課渉外班長を命ずる
（第二潜水隊司令）同　村上　健悟
自衛艦隊司令部運用調整総括幕僚を命ずる
（艦艇開発隊開発部長）同　淵﨑　直樹
誘導武器教育訓練隊教育部長を命ずる
兼ねて学生隊長を命ずる
（海上幕僚監部総務部総務課渉外班長）同　藤田　泰三
第二潜水隊司令を命ずる
（艦艇開発隊）同　小幡　哲也
艦艇開発隊開発部長を命ずる（以上二十六年十二月十九日）

公　告

諸　事　項

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成27年１月15日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

名　　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社全国新生互助会	東京都荒川区荒川５丁目19番15号	互第3018号	平成26年８月31日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、株式会社互助センター友の会への事業譲渡により、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成27年１月15日　　関東経済産業局長　安藤　久佳

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成27年３月16日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成27年３月16日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　　称	本　店　の　所　在　地	営業廃止年月日
株式会社全国新生互助会	東京都荒川区荒川５丁目19番15号	平成26年８月31日

記

あて先　〒330―9715　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館
関東経済産業局産業部商務・取引信用課
電話　048―600―0403

様式

申　出　書

関東経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

1　債務者の名称及び住所
2　債権額
3　債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

意思表示の公示送達

山形県天童市老野森１丁目１番１号
申立人　山形広域都市計画事業天童市鍬ノ町土地区画整理事業
相手方　（不明）
平成２６年（サ）第３８号

上記申立人から、意思表示の公示送達の申立てがあったので、次のとおり公示送達する。

平成26年12月25日
山形簡易裁判所
裁判所書記官　鈴木　朋子

山形広域都市計画事業天童市鍬ノ町土地区画整理事業において、下記の者に対する清算金額決定通知書及び清算金徴収金額通知書は、送付すべき相手方が不明であるため、民法第98条第１項の規定に基づき、通知の内容を下記の通り公告します。

なお、別紙清算金内訳書及び納入通知書の掲載は省略し、それらを山形簡易裁判所に保管しています。

山形広域都市計画事業
天童市鍬ノ町土地区画整理事業
施行者　天童市
代表者　天童市長　山本　信治

記

１．所有者の氏名及び住所
亡土屋榮子の相続人の氏名及び住所は不明
（亡土屋榮子の最後の住所天童市大字蔵増甲909番地）
２．通知の種類、日付及び番号
①　清算金額決定通知書　平成26年10月10日都第115号
②　清算金徴収金額通知書　平成26年11月４日都第125号
３．通知の内容
①　清算金額決定通知書
平成26年７月25日付けの換地処分公告により確定した山形広域都市計画事業天童市鍬ノ町土地区画整理事業によるあなたの清算金について、土地区画整理法第111条の規定により相殺後の徴収又は交付する金額は、下記のとおりとなりましたので通知します。

記

徴収清算金　17,484,390円